

特別養子縁組の制度が 利用しやすくなります

特別養子制度は、家庭に恵まれない子どもに新たな養親子関係を築き、温かい家庭環境の中でその健全な養育を図ることを目的とする制度です。

令和2年

4月1日から

- 原則15歳未満の子どもが養子となることができるようになります。
- 養親となろうとする方々にとって、家庭裁判所での手続の負担が軽くなります。



特別養子制度

特別養子制度とは、さまざまな理由で実親と暮らすことができない子どもに新たな養親子関係を築き、温かい家庭環境の中でその健全な養育を図ることを目的とする養子制度です。

特別養子縁組は、家庭裁判所の審判によって成立します。縁組が成立すると、それまでの親子関係はなくなり、養親子は原則として離縁をすることができなくなります。このような唯一で強固な親子関係を築くのが特別養子縁組の特徴です。

特別養子制度は昭和62年に創設されたものですが、児童福祉の現場からは、制度上利用しにくい点があるとの指摘がありました。今回の見直しは、このような利用しにくい点を解消して、特別養子制度の利用を促進しようとするものです。



改正のポイント①(養子となる子どもの年齢の上限の引上げ)

改正前

原則6歳未満



改正後

原則15歳未満



改正のポイント②(特別養子縁組の裁判手続の合理化)

改正前

- 必ず養親候補者が審判の申立てをしなければならない。
- 養親候補者は、裁判所から、実親による子育てが著しく困難又は不適當であることを明らかにする資料の提出を求められることがある。
- 実親は、いったん特別養子縁組に同意をしても、いつでも撤回することができる。

改正後

- 手続の一部については、児童相談所長が申立てをすることができる。
- 実親による子育てが著しく困難又は不適當であることを明らかにする資料は、児童相談所長も提出することができる。
- 一定の場合には、実親がした特別養子縁組についての同意は撤回することができなくなる。

